

用語の説明

【農林業経営体(農業経営体、林業経営体共通)】

1 農林業経営体

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業

露地野菜作付面積	15 a
施設野菜栽培面積	350m ²
果樹栽培面積	10 a
露地花き栽培面積	10 a
施設花き栽培面積	250m ²
搾乳牛飼養頭数	1 頭
肥育牛飼養頭数	1 頭
豚飼養頭数	15頭
採卵鶏飼養羽数	150羽
ブロイラー年間出荷羽数	1000羽
その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

- (3) 農作業の受託の事業
- (4) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3 ha 以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。）
- (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m²以上の素材を生産した者に限る。）

農業経営体

農林業経営体のうち、(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- ・ 販売目的
- ・ 販売目的以外

農業経営体のうち、(1)又は(2)のいずれかに該当する場合をいう。

農業経営体のうち、(3)に該当する場合をいう。

林業経営体

農林業経営体のうち、(4)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- ・ 販売目的
- ・ 販売目的以外

林業経営体のうち、(4)に該当する場合をいう。

林業経営体のうち、(5)に該当する場合をいう。

個人経営体

個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

主副業別

農業所得と農業労働力の状況を組み合わせて農業生産の担い手農家をより鮮明に析出する農業経営体分類として1995年農林業センサスから採用している。

なお、主副業別分類は、2015年農林業センサスまでは「販売農家」の分類であったが、2020年農林業センサスからは「個人経営体」の分類となっている。

・主業経営体

農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

・準主業経営体

農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

・副業的経営体

調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。

世帯員

（「3 労働力等」の”世帯員”を参照）

農業従事者

15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。

基幹的農業従事者

15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

農業専従者

調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した世帯員をいう。

団体経営体

個人経営体以外の経営体をいう。

生産年齢人口

満15歳以上65歳未満の人口をいう。

2 組織形態別

法人化している （法人経営体）

農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。

農事組合法人

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、「組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進すること」を目的として設立された法人をいう。

会社

次のいずれかに該当するものをいう。

会社法（平成17年法律第86号）に基づく、株式会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。）、合名・合資会及び合同会社、並びに、保険業法（平成7年法律第105号）に基づく相互会社

各種団体

次のいずれかに該当するものをいう。

農協

農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。

森林組合

森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。

その他の各種団体

農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合等の団体が該当する。林業公社（第3セクター）もここに含める。

その他の法人

農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、公益法人、宗教法人、医療法人、NPO法人などが該当する。

地方公共団体

・財産区

地方公共団体とは、都道府県、市区町村をいう。

財産区とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、市区町村の一部で財産を有し、又は公の施設を設け、当該財産等の管理・処分・廃止に関する機能を有する特別地方公共団体をいう。

3 労働力等

経営主

農業（林業）経営の管理運営の中心となっている者をいい、生産品目や規模、請け負う農作業（林業作業）の決定、具体的な作業時期や作業体制、労働や資本の投入、資金調達といった経営全般を主宰する者をいう。

世帯員

原則として住居と生計を共にしている者をいう。調査日現在出稼ぎ等に出ているその家になくても生計を共にしている者は含むが、通学や就職のため他出して生活している子弟は除く。また、住み込みの雇人も除く。

役員・構成員

役員とは、会社等の組織経営における役員をいう。構成員とは、集落営農や協業経営における構成員をいう。

なお、役員会に出席するだけの者は含まない。

雇用者

農業（林業）経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受入れ労働）を含む。）の合計をいう。

農業経営の場合は、農業又は農業生産関連事業のいずれか、又は両方のために雇った人をいう。

【農業経営体】

1 土地

経営耕地

農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

借入耕地

他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。

貸付耕地

他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。

耕作放棄地

所有している耕地のうち、過去1年以上作付けせず、この数年の間に再び作付けする考えのない耕地をいう。

転作のため休耕している耕地で、今後作付けする考えのある耕地は含まない。

なお、2020年農林業センサスより、耕作放棄地を把握する項目を廃止した。

2 農産物の販売

農産物販売金額

肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額（消費税を含む。）をいう。

3 農業生産

販売目的の作物

販売を目的で作付け（栽培）した作物であり、自給用のみを作付け（栽培）した場合は含まない。

また、販売目的で作付け（栽培）したものを、たまたまその一部を自給向けにした場合は含めた。

農作業の受託

農家等から農作業の全部又は一部を請け負うことをいう。

農業生産関連事業

「農産物の加工」、「消費者に直接販売」、「小売業」、「観光農園」、「貸農園・体験農園」、「農家民宿」、「農家レストラン」、「海外への輸出」、「再生可能エネルギー発電」など農業生産に関連した事業をいう。

農産物の加工

販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多少にかかわらず用いて加工している事業をいう。

消費者に直接販売

自ら生産した農産物やその加工品を消費者などに販売している（インターネット販売を含む。）事業や、消費者などと販売契約して直送する事業をいう。

小売業

自ら生産した農産物やその加工品を消費者などに販売している（インターネットや行商などにより店舗を持たないで販売している場合を含む。）事業や、消費者などと販売契約して直送する事業をいう。

なお、自らが経営に参加していない直売所等は含まない点で、「消費者に直接販売」とは異なる。

観光農園

農業を営む者が、観光客等を対象に、自ら生産した農産物の収穫等の一部の農作業を体験させ又はほ場を鑑賞させて、料金を得ている事業をいう。

貸農園・体験農園等

所有又は借り入れている農地を、第三者を経由せず、農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ている事業をいう。

なお、自己所有耕地を地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。

農家民宿	農業を営む者が、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき都道府県知事等の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多少に関わらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。
農家レストラン	農業を営む者が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、都道府県知事等の許可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多少にかかわらず用いた料理を提供し代金を得ている事業をいう。
海外への輸出	農業を営む者が、収穫した農産物等を直接又は商社や団体を経由（手続きの委託や販売の代行のため）して海外へ輸出している場合、又は輸出を目的として農産物を生産している場合をいう。
再生可能エネルギー発電	農林地等において再生することが可能な資源（バイオマス、太陽光、水力等）から発電している事業をいう。
有機農業	化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組替え技術も利用しない農業のことで、減化学肥料・減農薬栽培は含まない。 また、自然農法に取り組んでいる場合や有機JASの認証を受けていない者でも、化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組替え技術も利用しないで農業に取り組んでいる場合を含む。

4 総農家等

農家	調査期日現在で、経営耕地面積が10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。 なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。
総農家	「販売農家」及び「自給的農家」を合わせたもの。「農家」と同じ。
販売農家	経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が30 a 未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。
土地持ち非農家	農家以外で耕地等を5 a 以上所有している世帯をいう。
専兼業別 (専業農家、兼業農家)	専兼業別分類は、従前、農業の担い手を表す指標として使われてきたが、世帯員が他産業に従事しているが機械化等により大規模経営を行っている兼業農家や、年金収入に依存している高齢専業農家が存在しており、担い手を表す指標としては適切ではなくなってきたことから、これに代替する分類として1995年農林業センサスから主副業別統計を導入。その後、主副業別統計が定着してきたことから、2020年農林業センサスより専兼業別の把握を廃止

した。

<2015年農林業センサスまで集計された専兼業別分類>

専業農家 … 世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家をいう。

兼業農家 … 世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。

第1種兼業農家 … 農業所得を主とする兼業農家をいう。

第2種兼業農家 … 農業所得を従とする兼業農家をいう。

【集計単位】

1 旧市区町村

旧市区町村

昭和25年2月1日（1950年世界農業センサスの調査期日）における市区町村をいい、その後の分割合併により複数の市区町村に分かれている場合は、平成22年2月1日現在の市区町村の区域に含まれるそれぞれの範囲を一つの「旧市区町村」として取り扱っている。

農林業センサスでは、調査結果集計の範囲を固定して各回の調査結果を連続して比較できるようにするため、この「旧市区町村」を単位として結果集計等を行っている。

2 農業集落

農業集落

市区町村の区域の一部において農業上形成されてきた地域社会で、水利施設や共有財産を保有したり、農作業、農産物の出荷等農業生産や農業経営のあらゆる面での共同組織であり、また生活共同体としての機能ももっている。

近年の都市圏拡大、非農家の増加による混住化などにより農業集落の機能が失われている地域も多く見られるが、農地の有効利用、効率的な資源管理等地域農業の振興・活性化、また農村地域が持つ多面的・公益的機能発揮を図るための拠点として農業集落が見直されている。

農林業センサスでは、農業集落の区域又は、必要に応じてこれを分割・合併した区域を調査区として設定し調査実施の単位としている。

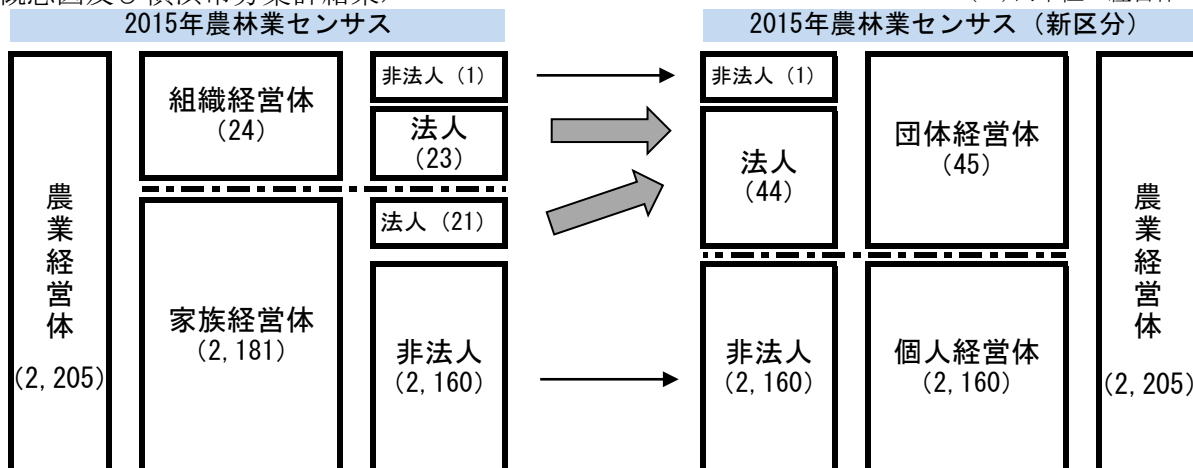
用語の補足説明

1 農業経営体の属性区分の変更

2020年農林業センサスでは、法人化している家族経営体と組織経営を統合し、非法人の組織経営体と併せて団体経営体とし、非法人の家族経営体を個人経営体とした。

〈概念図及び横浜市分集計結果〉

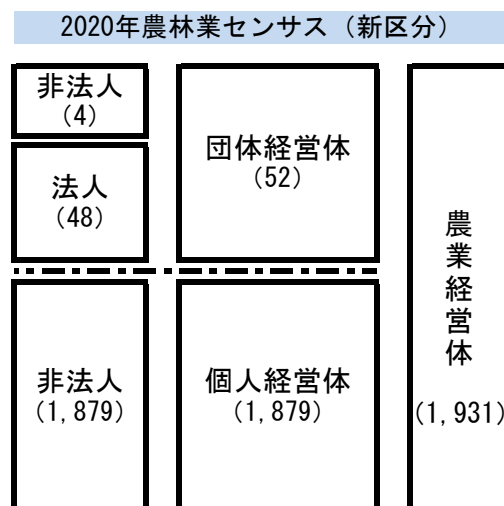
()内単位：経営体



(注1) 農業経営体とは、①から③のいずれかに該当する事業を行っているものをいう。

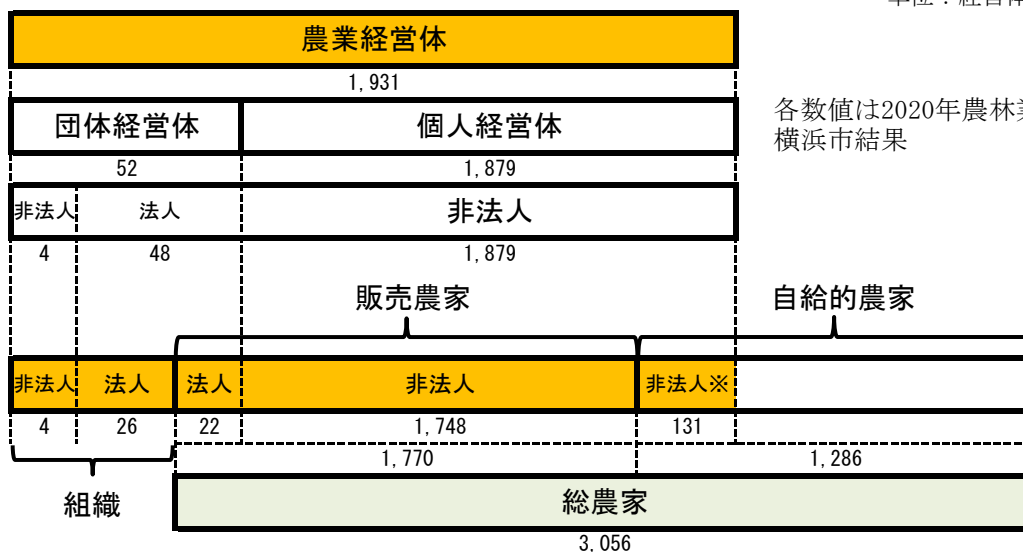
- ① 経営耕地面積が30a以上の規模の農業
- ② 農作物の作付け（栽培）面積、家畜の飼養頭羽数（出荷羽数）などが一定規模以上の農業
- ③ 農作業の受託事業

(注2) ()内数値は各年調査における公表数値（横浜市計）



2 農業経営体と農家区分の関係

単位：経営体、農家は戸

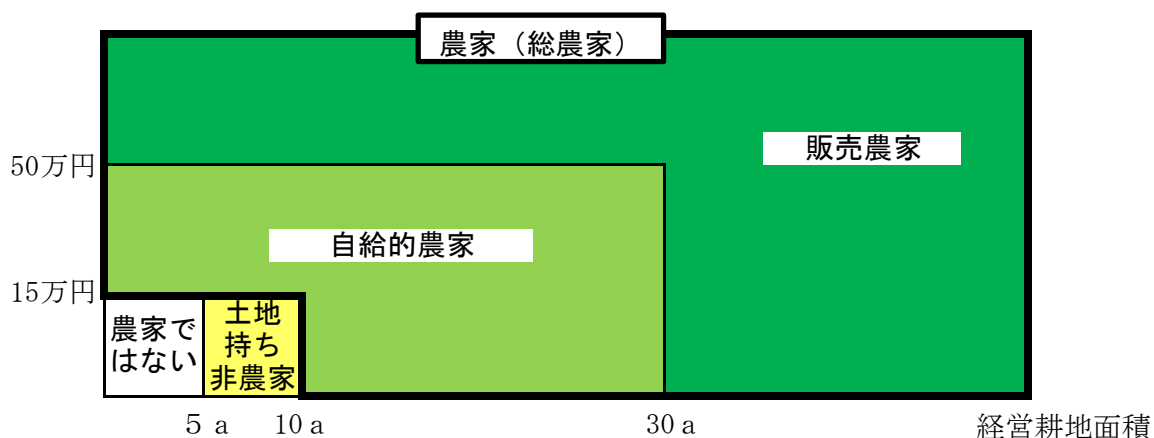


各数値は2020年農林業センサス横浜市結果

※ 農業経営体の物的指標を満たす一部の自給的農家

3 農家の分類

農産物販売金額



(注1) 1990年から、農家を販売農家と自給的農家に区分している。

(注2) 経営耕地面積が10a未満でも農家に該当する農産物販売金額は過去の調査時に次のとおり変更されてきている。

1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1990年
2万円 以上	3万円 以上	5万円 以上	7万円 以上	10万円 以上	15万円 以上

4 個人経営体の主副業別分類

		年間60日以上従事している 65歳未満の世帯員が	
		いる	いない
農業所得が	主	主業経営体	副業的経営体
	従	準主業経営体	

(注) 「主副業別分類」については、1995年から2015年までは販売農家における分類となっているが、2020年から農業経営体のうち個人経営体における分類となっている。(法人化している家族経営体は含まない。)